



## 次世代育成支援対策推進法に基づく くるみん認定通知書交付式を開催しました！



(左より、丸山雇用環境・均等室長、松本事務局次長、馬渡本部事務局長、大津労働局長)

令和元年8月26日に、「くるみん」認定を受けた、「社会福祉法人 常陽社会福祉事業団」に認定通知書を交付しました。

(認定日：令和元年7月19日、くるみん2つ星)

### ※次世代法育成支援対策推進法（以下、次世代法という）に基づく認定とは

次世代法は、次世代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を図るための法律です。

次世代法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、一定の認定基準を満たした場合に、労働局長への申請により、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。また、平成29年4月から認定基準が新しくなりました。

なお、認定回数に応じて認定マークの星が付与され、今回の社会福祉法人常陽社会福祉事業団は2回目の認定のため、星が2つ付与されています。

